平成２３年（フ）第２３５７号
北海道北広島市大曲並木２丁目６番地８　クレアットＹＨ202号
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３５８号
北海道北広島市大曲並木２丁目６番地８　クレアットＹＨ202号
債務者　佐藤　範子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３７９号
札幌市白石区本通９丁目北４番５―103号
債務者　篠川　克夫
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３８７号
札幌市中央区北６条西24丁目２番28号　エース24―201号
債務者　田村　則之
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３９６号
札幌市中央区南10条西10丁目１番１―306号
債務者　岩野　孝夫
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４００号
札幌市白石区栄通13丁目１番30号　ハイツさくら参番館201号
債務者　工藤　亜美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４２３号
札幌市南区常盤１条２丁目18番24号
債務者　西尾　幸司
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４３０号
札幌市白石区本郷通６丁目北５番10―301号
債務者　櫻庭　和枝
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４６４号
札幌市清田区北野７条４丁目８番25号　清幌園、申立時の住所札幌市清田区真栄331番地しんえいの杜
債務者　武田　　進
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４７６号
札幌市中央区南６条西24丁目３番６号　六条ハイツ１階３号
債務者　川俣　敏子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４７７号
札幌市手稲区富丘２条７丁目１番11号　シティハイムクレイン103号
債務者　伊藤加奈子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４８１号
札幌市中央区南９条西７丁目２番15―208号
債務者　市橋　正彦
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５１３号
札幌市手稲区稲穂１条４丁目５番10号　稲穂駅前ハイツⅠ―101号
債務者　齋藤　芳友
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５２８号
札幌市中央区北16条西15丁目３番17号　グランドール北16条201号
債務者　太田　　巖
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５４５号
札幌市豊平区平岸２条14丁目２番10号　コーポ双立Ｂ―205号
債務者　菅原　靖宏
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２号
岩手県奥州市江刺区川原町４―20、住民票上の住所宮城県東松島市大曲字下台177番地
債務者　佐藤美代子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第９５号
福島県喜多方市関柴町上高額字北町435番地22
債務者　田部　由美（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係